

修了試験時
持込不可

東京都排出総量削減義務と排出量取引制度
2025年度検証主任者等講習会 資料②

環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度 都内外削減量検証における検証主任者講習会

都外クレジット算定・検証ガイドライン について

以下の点にご注意ください。

- ※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
- ※本資料は、都外クレジット算定ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）、都外クレジット検証ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間）に基づいて作成されています。

2026年2月
東京都環境局

都外クレジット算定ガイドライン

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 都外クレジットの考え方

第2部 都外クレジットの算定方法

第1章 算定のフロー

第2章 算定・申請要件の確認

第3章 削減量の算定

第3部 認定申請等の手続

第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー

第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出(当初申請)

第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出(毎年度の報告)

第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出(削減量認定申請)

第5章 都外クレジットの発行の申請

第6章 都外クレジットの有効期間

第7章 事業所の名称等の変更

※ なお、本資料中、重要な部分は下線を引いております。



第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 都外クレジットの考え方



第1章 本ガイドラインの目的(都外算定p.1)

◆ 総量削減義務制度の目的

**都内の大規模事業所における
特定温室効果ガス排出量を減らす**

◆ 削減義務の履行手段

**都外クレジット(都外の大規模事業所の
排出削減量)を義務充当に使用できる**

都内、都外の
両方に事業所
を持つ事業者
も存在する

**★都外クレジットを、一定の基準に基づき正確に算定する
ための手順を記載**



第2章 都外クレジットの考え方(都外算定p.3)

1 基本的な考え方

- ◆ 計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における省エネルギー対策による削減量を**限定的に**利用可能とするもの
- ◆ **都外の中小規模事業所は対象外**
- ◆ 都外クレジットは、基準排出量と算定対象年度の排出量の差分により求め
る。



第2章 都外クレジットの考え方(都外算定pp.3-4)

2 算定・申請可能な事業所

以下の要件を満たしていること。

- ①都外(日本国内に限る)の事業所(発電所及び変電所を除く)であること
 - ②1年間のエネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上であること
 - ③基準排出量が15万tCO₂以下であること
 - ④基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が基準に適合すること
 - ⑤当初申請時において計画されている特定温室効果ガス排出量削減対策
(事業所範囲内の設備導入対策に限る。)の実施による推計削減率の合計が27%以上※であること、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率の合計が27%以上※であること
- ※事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年以下の場合は6%、10か年以下の場合は13%、15か年度以下の場合及び15か年度を上回る場合で基準年度を2022年度から2024年度までとした事業所は20%



第2章 都外クレジットの考え方(都外算定pp.3-4)

2 算定・申請可能な事業所

以下の要件を満たしていること。

- ⑥埼玉県の事業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量を発行するために埼玉県に申請、届出等をしていないこと
- ⑦東京都・埼玉県以外の事業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、県外クレジットの申請、届出等をしていないこと

※排出量の削減実績が削減目標量(第1計画期間開始年度から都外クレジットの算定が可能な事業所の場合、基準排出量×50%)を超えない限りは、都外クレジットは認定・発行されない。



第2章 都外クレジットの考え方(都外算定p.4)

3 クレジットの利用条件

(1) 発行可能量の上限(売り手側の制限)

都内大規模事業所における超過削減量と同様、削減対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないよう、一定の上限を超えた削減量については認めない。

(2) 充当可能量の上限(買い手側の制限)

都外クレジットは、削減義務量に無制限に充当できるものではなく、都内大規模事業所ごとに削減義務量の3分の1までしか充当できない。



(売却可能な削減量は毎年 基準排出量の8%が上限・都外算定P12参照)



第2章 都外クレジットの考え方(都外算定p.4)

3 クレジットの利用条件

(3) 発行・移転可能な制度

都外クレジットは、**埼玉県目標設定型排出量取引制度の口座に発行・移転することはできない。**

埼玉県目標設定型排出量取引制度においてクレジット化して、削減目標の達成に利用した場合、東京都における義務充当は効力を失う。



第2章 都外クレジットの考え方 (都外算定p.5)

4 都外クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

- ア 当初申請
- イ 毎年度の報告
- ウ 削減量認定申請
- エ クレジットの発行申請
- オ クレジットの発行



第2章 都外クレジットの考え方 (都外算定p.5)

(2) 都外クレジットの有効期間

- ・ 2020年度から2024年度までの削減量
⇒第3計画期間及び第4計画期間で利用可能
- ・ 2025年度から2029年度までの削減量
⇒第4計画期間で利用可能
※2030年度以降の取扱いについては別途ガイドラインを改定



第2部 都外クレジットの算定方法

第1章 算定のフロー

第2章 算定・申請要件の確認

第3章 削減量の算定

第1章 算定のフロー(都外算定 p.6)

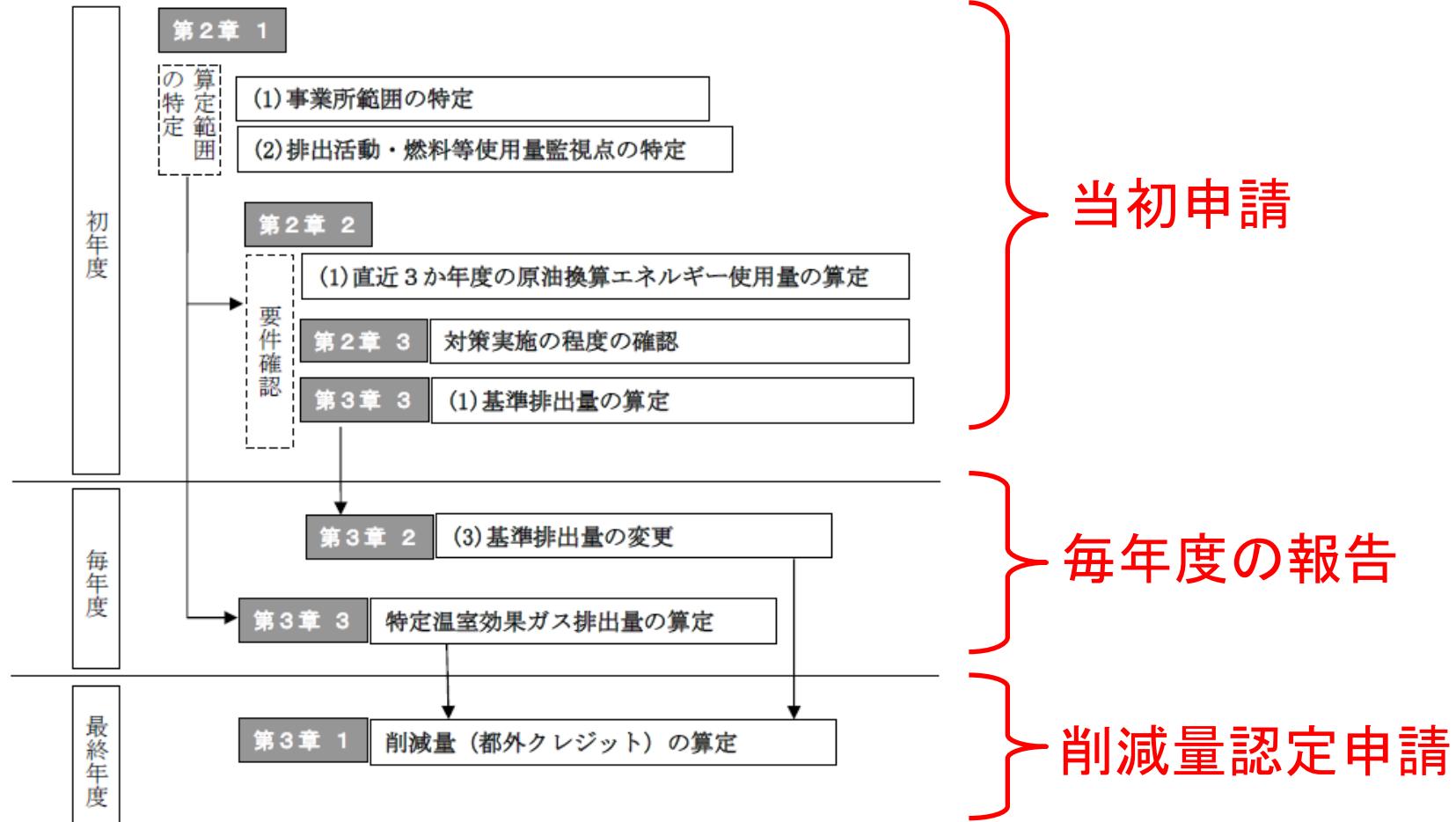


図1. 都外クレジットの算定フロー



第1章 算定のフロー(都外算定 p.6)

特定温室効果ガス排出量の算定

- ・ 特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに記されたルールに従って算定を行う必要がある。
→公正性、網羅性、正確性を確保するため。



第2章 算定・申請要件の確認(都外算定 p.7)

1. 算定対象の特定

- (1) 事業所範囲の特定
- (2) 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

本資料では、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを
「特ガス算定」、「特ガス算定GL」と表記します。

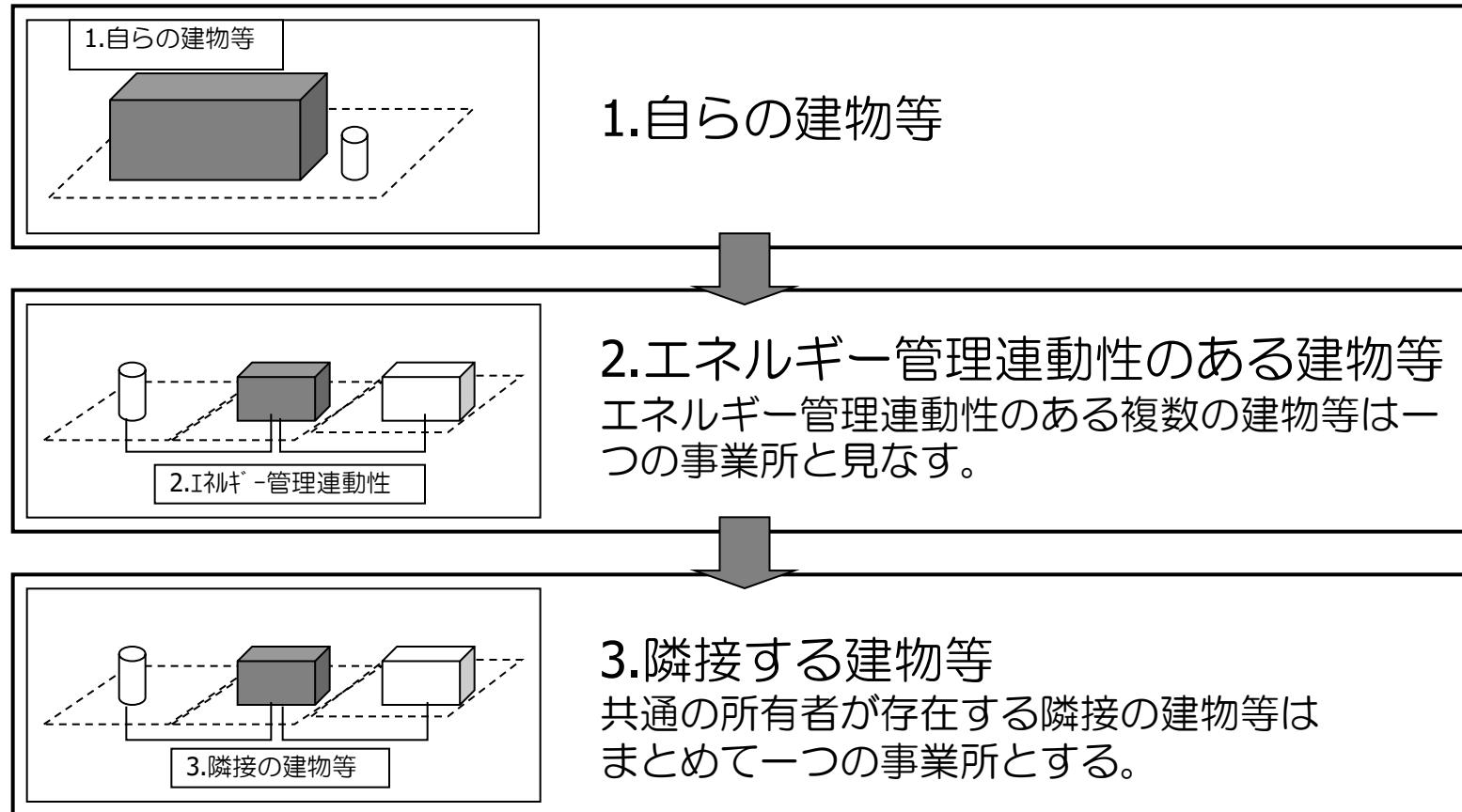
以下3章まで、特ガス算定GLに沿って説明します。

事業所の単位



(特ガス算定 pp.13-24)

建物等は、1～3の順序で該当する複数の建物をまとめて一つの事業所とする。



ここまで範囲で、年間エネルギー使用量が原油換算1500kI以上かを確認する

隣接する建物等

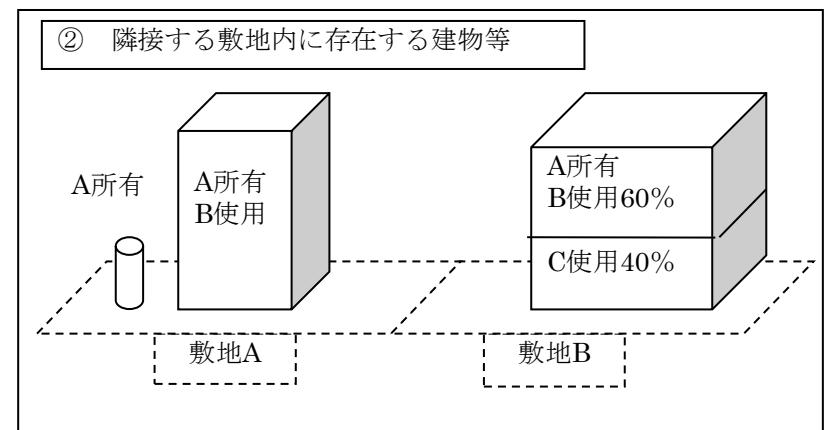
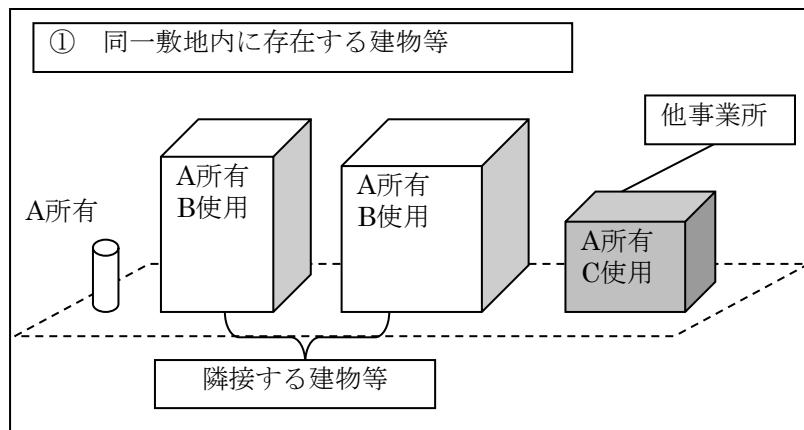


(特ガス算定 pp.18-20)

隣接の条件

- (1) 同一敷地内または隣接敷地内の建物等
- (2) 共通の所有者が存在する建物等
- (3) 主たる使用者が同一の建物等※

この3条件が成立する建物等を1つの事業所とする



※建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く)が隣接する場合は、建物の主たる使用者と施設の使用者が共通する場合に(3)の条件が成立する。

※施設と施設、建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場)が隣接する場合は、(2)の条件までで判断する。

道路・水路を挟んだ建物等

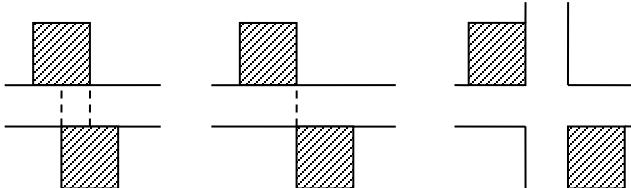


(特ガス算定pp.20-21)

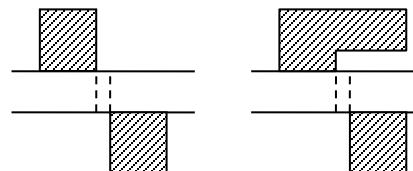
近接に該当する位置関係

- 建物等の道路・水路に接する一辺が道路、水路を挟んで平行に重なり合う。
- 建物の一辺が道路、水路を挟んで垂直に接する。
- 互いに交差する道路・水路の角地に立地する。

① 近接に該当する場合



② 近接に該当しない場合



近接に該当する位置関係にある建物等が隣接の前ページ(2)(3)の条件を満たすとき、一つの事業所となる

排出活動・燃料等使用量監視点等の特定

(特ガス算定 p.37、p.44)

事業所内の温室効果ガスの排出活動、削減活動、燃料等使用量監視点等を特定する。

「排出活動」: 事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動

- ・事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる温室効果ガスの排出(直接排出)
- ・事業所の外部より供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な温室効果ガスの排出(間接排出)

「削減活動」: 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の利用及び非化石燃料の利用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動

「燃料等使用量監視点」: 燃料等の使用量を測定する箇所

- ・把握の際には、公的書類で確認する。(特ガス算定GL p.46 表2-6を参照)
- ・購買伝票で、エネルギー使用量を把握する。
- ・再生可能エネルギーについては、その種類及び供給方法を把握する。

＜燃料等使用量監視点の例＞

- ・電気の受電点
- ・都市ガスマーター
- ・燃料タンク など

＜再エネの種類及び供給方法の把握＞

- ・事業所範囲内の設備
⇒発電設備や発電量又は発熱量を測定する箇所を網羅的に把握
- ・事業所範囲外の設備
⇒購買伝票等、小売電気事業者等との契約書等により把握

算定対象から除く排出活動

(特ガス算定 pp.42-43)



ア 算定対象から除く排出活動

- 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動
- 住宅用途への供給
- 他事業所への熱や電気の供給
(他人から供給されたエネルギーを変換せずに外部供給する場合はエネルギー管理連動性ありとして供給先と合わせて一つの事業所となる)
- 事業所外で利用される移動体への供給

※購買伝票等もしくは取引又は証明に使用可能な計量器(特定計量器)により燃料等使用量を把握することが不可能である場合には、算定対象に含める。

※算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

イ 算定対象から除くことができる排出活動

- 少量排出
「燃料等使用量監視点の特定」に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動
特ガス算定GL p.46 表2-6 の要件を満たさない排出活動
- 工事のための燃料等の使用

第2章 算定・申請要件の確認

(都外算定 pp.7-8)



2 事業所の規模の確認

(1)直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定

→3か年の原油換算エネルギー使用量がいずれも1,500kL以上

※使用が開始された年度は含めない

(2)基準年度の特定温室効果ガス排出量の算定

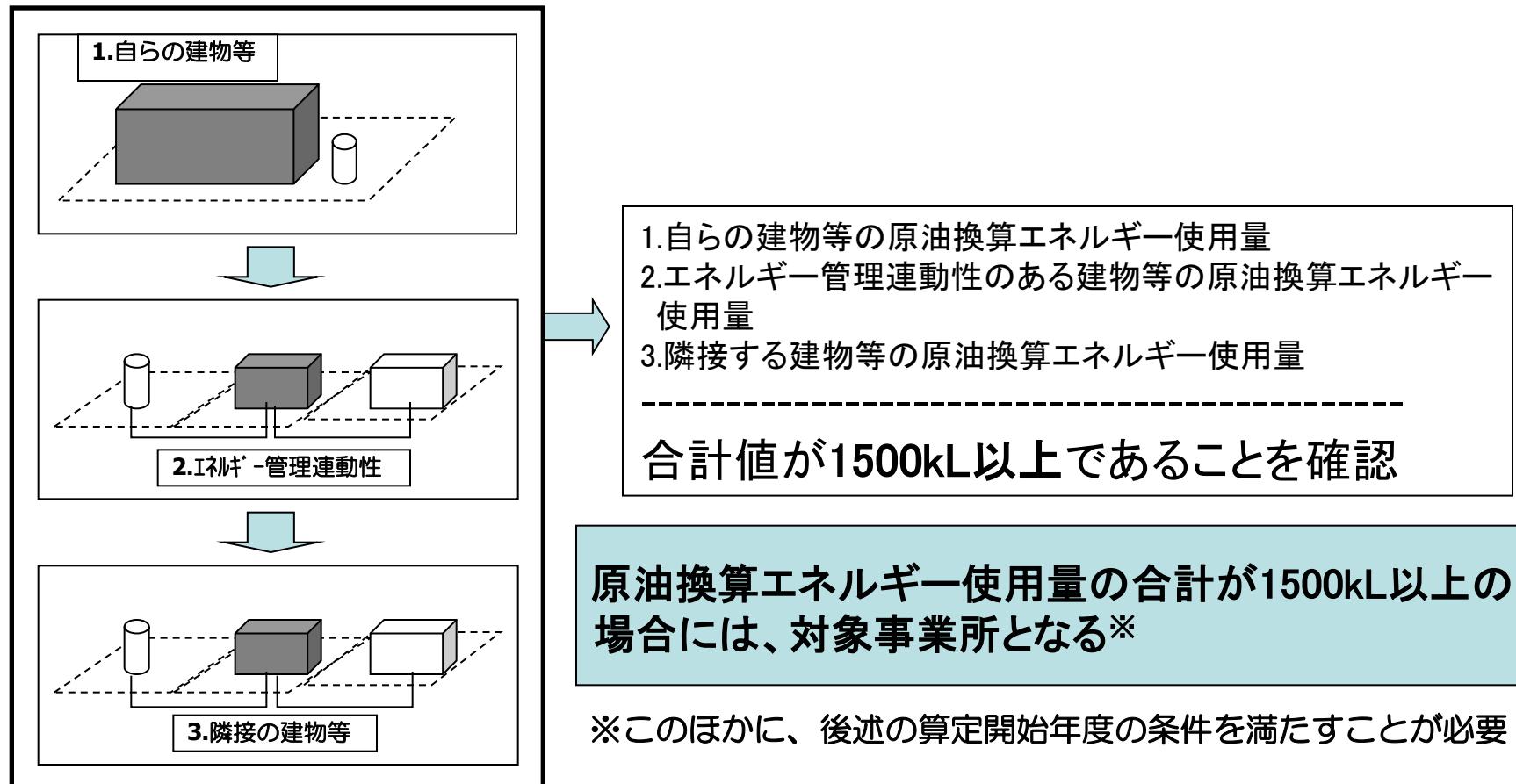
→基準排出量が15万tCO₂以下

事業所のエネルギー使用量の算定



(特ガス算定 pp.13-20)

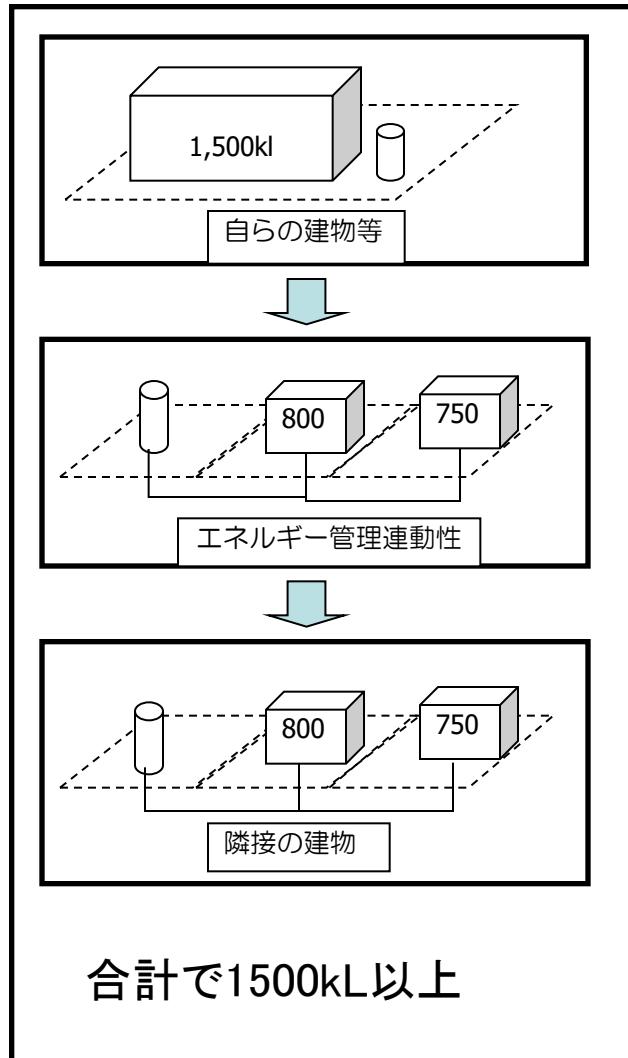
建物等は、以下に該当する複数の建物をまとめて一つの事業所とした後、原油換算エネルギー使用量の合計値をチェックし、1500kL以上かどうか確認する。



近隣の建物等の扱い

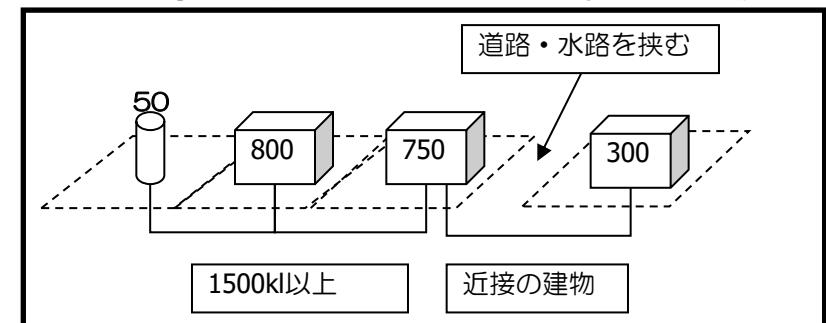


(特ガス算定 pp.18-21)



原油換算エネルギー使用量の合計値をチェックし、1500kL以上であった場合、近接の建物を確認する。

道路・水路を挟んだ近接の建物も一つの事業所にまとめる対象となる。



(スライド16)

原油換算エネルギー使用量の算定



(特ガス算定 pp.70-79)

基本算定式

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

原油換算エネルギー使用量 =

燃料等使用量 × 単位発熱量 × 原油換算係数

特ガス算定p.72

＜間接排出（電気及び熱）＞

原油換算エネルギー使用量 =

燃料等使用量 × 一次エネルギー換算係数 × 原油換算係数

＜再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用量＞

原油換算エネルギー使用量 =

燃料等使用量※ × 一次エネルギー換算係数 × 原油換算係数

※事業所範囲内から供給される再生可能エネルギー電気・熱の量は燃料等使用量に含めない。

原油換算エネルギー使用量の算定

(特ガス算定 pp.84-85)



原油換算エネルギー使用量の算定に用いる係数

原油換算係数 ⇒ 0.0258 [kL/GJ]

原油換算エネルギー使用量は、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気及び熱については一次エネルギー換算した値に、原油換算係数を乗じて算定

電気及び熱の一次エネルギー換算係数(第4計画期間)

種類	区分	一次エネルギー換算係数
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	8.64[GJ/千kWh]
熱	産業用蒸気	1.17[GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19[GJ/GJ]
	温水	1.19[GJ/GJ]
	冷水	1.19[GJ/GJ]

温室効果ガス排出量の算定

(特ガス算定 pp.70-75)



特定温室効果ガスの算定の仕方

基本算定式

特定温室効果ガス排出量は、次の式を用いて算出した排出量の合計値とする。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞※都市ガスの「年度排出量」を除く

温室効果ガス排出量 =

$$\text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

＜間接排出（電気及び熱）＞

温室効果ガス排出量 = 燃料等使用量 × 排出係数

特ガス算定
pp.72-73

次頁で説明

＜再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用＞

温室効果ガス排出量 = 燃料等使用量 × 排出係数

※都市ガスの「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定。

都市ガスの年度排出量 = 使用量 (千m³) × 対象年度の都市ガス事業者の排出係数

温室効果ガス排出量の算定



(特ガス算定 pp.76-77)

排出係数(間接排出)

ア 年度排出量

第4計画期間の間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用)の「年度排出量」の算定にあたっては、事業所で契約する電気事業者又は熱供給事業者等ごとの排出係数を用いる。

イ 基準排出量

間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用)の「基準排出量」の算定にあたっては、固定の排出係数(第3計画期間の排出係数)を用いる。

燃料等の種類	基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
他人から供給された電気	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]	対象年度の電気事業者ごとの数値
他人から供給された熱 (蒸気・温水・冷水)	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	対象年度の熱供給事業者等ごとの数値

第2章 算定・申請要件の確認

(都外算定 p.8)



3 対策実施の程度の確認

(1) 基準年度における対策推進の程度の確認

⇒都内大規模事業所(新規事業所に限る。)が基準排出量を過去の排出量の実績を用いて算定するために求められる地球温暖化対策の推進の程度と同じ基準を満たさなければならない。

(2) 対策の計画及び推計削減率の算定

⇒当初申請時において計画されている(又は基準年度より後の年度において既に実施された)設備導入対策の実施による推計削減率が27%以上であり

かつ

⇒削減量認定申請において基準年度より後に実際に実施された設備導入対策による推計削減率が27%以上でなければならない。

※事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年以下の場合は6%、10か年以下の場合は13%、15か年度以下の場合及び15か年度を上回る場合で基準年度を2022年度から2024年度までとした事業所は20%

第2章 算定・申請要件の確認

(都外算定 pp.9-10)



年度ごとの推計削減量

= (対策実施前のエネルギー使用量

– 対策実施後のエネルギー使用量)

× エネルギー種別ごとの排出係数

エネルギー使用量

= 設備の出力・効率等(定格値、測定値等による値)

× 対策実施の規模(台数、容量等)

× 事業活動の状況1(稼働時間、生産量等)※

× 事業活動の状況2(設備負荷の状況等) ※

※ 事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いるなお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いる

第3章 削減量の算定



1 削減量の基本算定式 (都外算定 p.12)

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、目標削減量を超えて削減した量

都外クレジット= { (基準排出量 - 年度排出量) - 目標削減量 } [t]

×省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)による削減効果の割合[%]

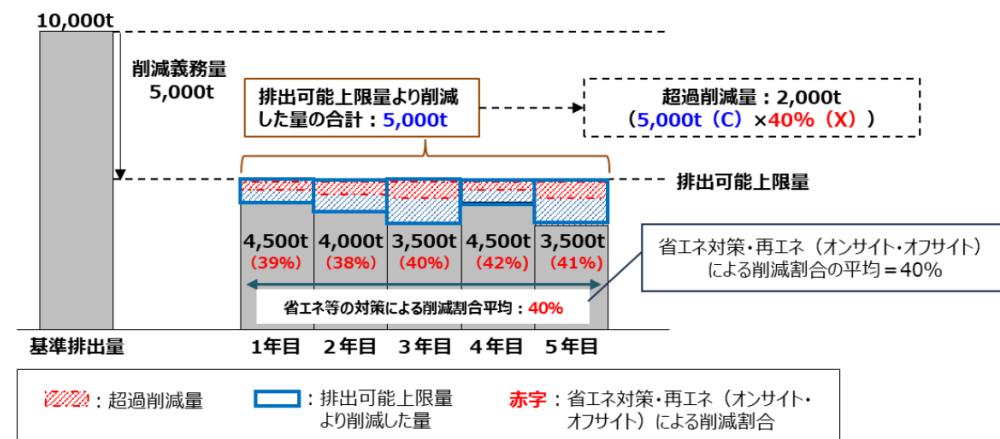
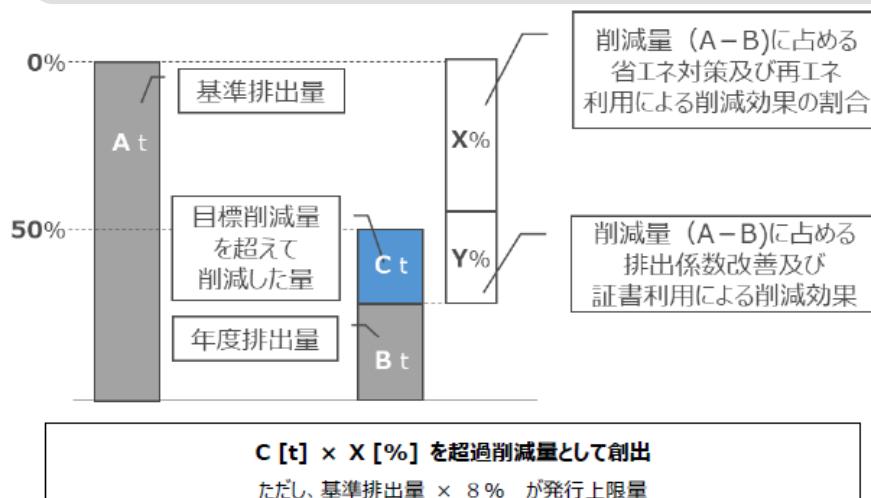
・目標削減量=基準排出量 × **目標削減率(50%※)**

※事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は31%、10か年度以下の場合は41%

・削減量算定期間全体で算定

※基準排出量・年度排出量・目標削減量:合計値、省エネ対策・再エネ利用による削減効果の割合:削減計画期間全体の割合

・基準排出量の合計値の8%が発行上限量



第3章 削減量の算定



2 基準排出量(都外算定 pp.14-17)

- 基準排出量 = 基準年度の特定温室効果ガス排出量の平均の量
(ただし、15万t-CO₂以下であること)
- 基準年度

ア 算定開始年度が平成22年度の事業所
→平成14～19年度までの間のいずれかの連
続する3か年度を選択可能

イ 算定開始年度が平成23年度以降の事業所
→算定開始年度の4か年度前の年度から前年
度までの4か年度のうちの、いずれか連続
する3か年度で選択可能

ウ 特例措置
知事が適当と認める方法により決定

●ア又はイが不可の場合
→第4計画期間に限り、基準
年度における特定温室効果
ガス排出量が算定できな
い場合、基準年度を2022年度
から2024年度までとする。削
減目標率は、原則どおり、事
業所の使用開始年度を踏ま
えて設定する。

※3か年度のうち、標準的でないと認める年度にある場合にあっては、当該年度を除く2か年度
又は1か年度(都外クレジットの算定が可能となる最初の年度が2015年度以降の場合)とする
ことができる。

- 排出標準原単位を用いた基準排出量の算定方法は、用いることができない



標準的でないと認める年度

(特ガス算定 pp.113-114)

排出量が標準的でないと知事が認める年度とは

次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度

ア 次のいずれかの状況にあること

- a 改修工事の実施により**長期間使用されない**部分が相当程度ある状況
- b 事業所の活動開始時であって、**活動の程度が極端に低い**状況
- c 都外クレジットの算定開始年度の4年度前から前年度までに実施した**削減対策の効果**が現れたために排出量が減少した状況
- d 当該年度又は基準年度のうちの後年度に**床面積又は設備が増加**したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- d その他これらの類すると知事が認める状況

イ アの**a～eまでの状況にあることを主な原因**として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- a アの要件に該当する年度を除く2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと。
- b アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合には、3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと。



標準的でないと認める年度

(特ガス算定 p.115)

(3)排出量が標準的でないと知事が認める年度(イの要件)

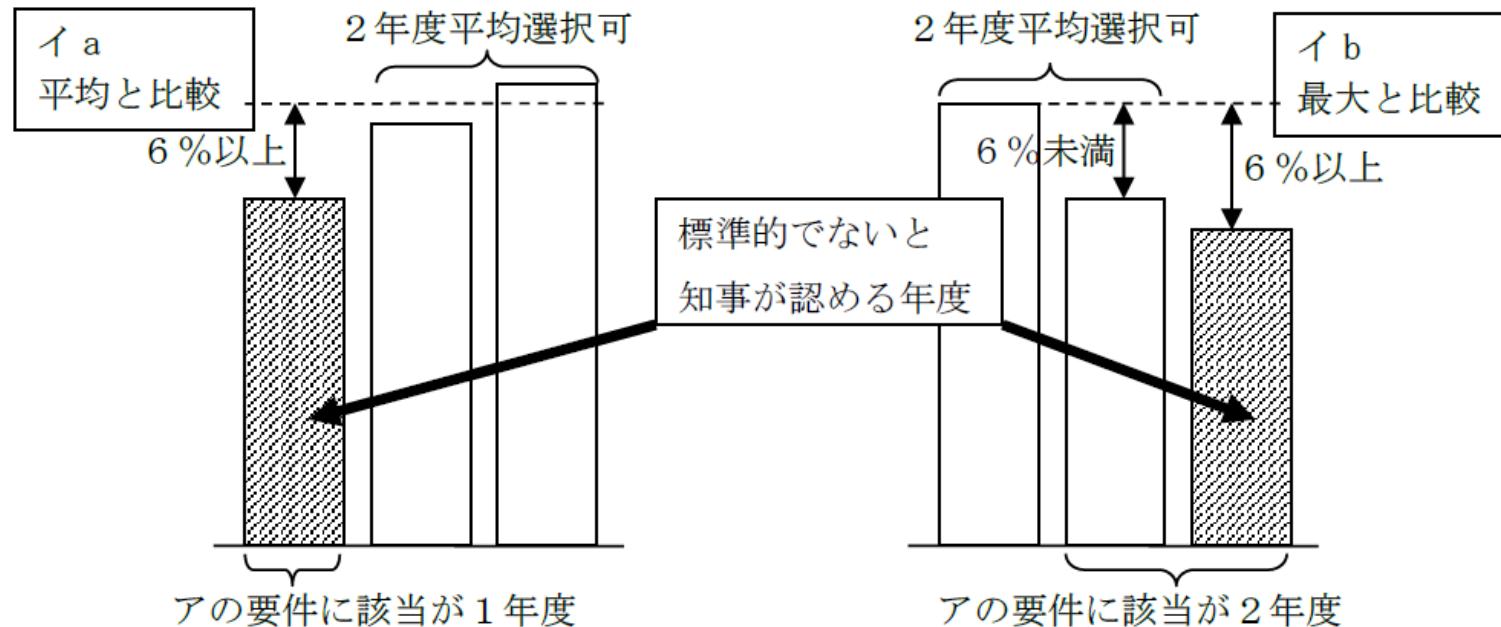


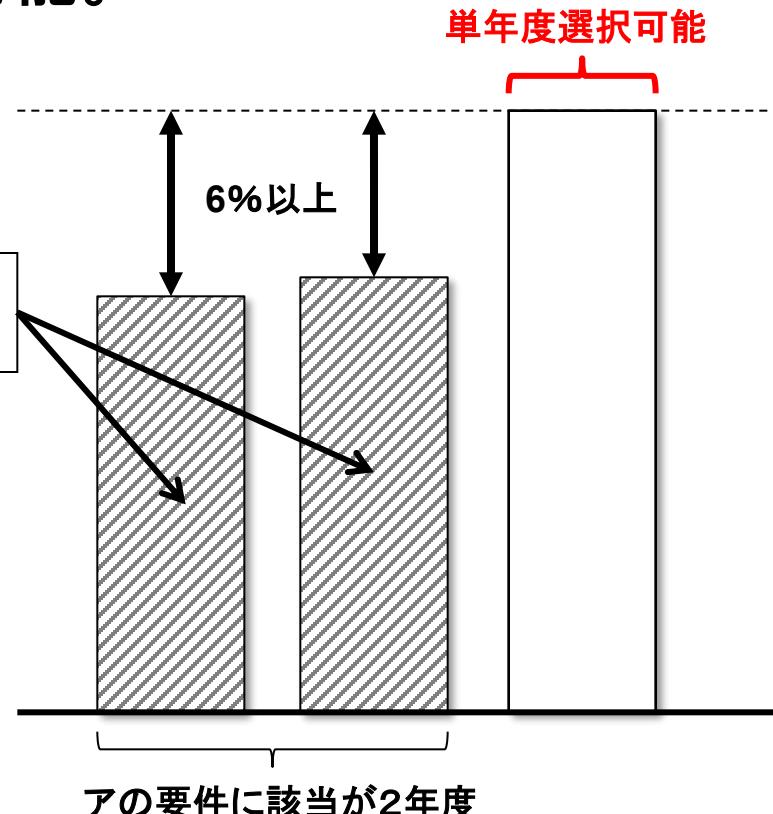
図3-1 標準的でないと知事が認める年度



標準的でないと認める年度

(特ガス算定 p.115)

基準排出量を排出実績により算定する場合、排出量が標準的でないと知事が認める年度が2か年ある場合は、単年度での算定も可能。



アの要件

- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況
- ③ 都外クレジットの算定開始年度の4年前から前年度までに実施した削減対策の効果が表れたために排出量が減少した状況
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

第3章 削減量の算定



3 特定温室効果ガス排出量(都外算定 p.15)

- 算定方法は、「**特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン**」による
- ただし、他人から供給された電気、都市ガス、他人から供給された熱(蒸気・温水・冷水)の対象年度の排出係数は、報告年度に国が公表する数値を使用し、把握できない場合は、事業所で算定した数値を使用
※算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。
- 都市ガスの単位発熱量は、ガス供給会社が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用
※都市ガスの使用量について、都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、標準環境状態へ換算した後の値を使用する。
(標準環境状態: 温度が25度で圧力が1バールの状態に換算した状態)
この場合、特定温室効果ガス排出量算定報告様式における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択し、記入する。
- 事業所範囲の変更(分割、統合)、低炭素電力、低炭素熱、高炭素電力、高効率CGS、小原単位建物は適用しない。

第3章 削減量の算定



3 特定温室効果ガス排出量(都外算定 p.15)

特定温室効果ガス排出量算定報告書(その5(燃料))シートを用いる

■その他燃料に関する情報

具 体 的 燃 料 の 種 類	単 位	単位発熱量 (G J / 固有単位)
そ の 他 燃 料 1		
そ の 他 燃 料 2		

①都外の都市ガス事業者から供給を受けて いる場合の記入欄

拡大

■その他燃料に関する情報

具体的燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/固有単位)
その他の燃料 1		
その他の燃料 2		

第3章 削減量の算定



3 特定温室効果ガス排出量(都外算定 p.15)

特定温室効果ガス排出量算定報告書(その6(燃料、エネルギー))シートを用いる

(6)-1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料	熱 の 種 類	使 用 量 等		熱 量 (GJ)	特 定 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 (t/GJ, 千kWh, 千m ³)
		单 位	2025 年度		
	原 油	kL			0.0190
	原 油 の う ち コン デ ン セ ー ト (NGL)	kL			0.0183
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL			0.0187
	ナ フ	サ	kL		0.0186
	ジ エ ツ ト 燃 料 油	kL			0.0186
	灯 油	kL			0.0187
	軽 油	kL			0.0188
	A 重	油	kL		0.0193
	B · C 重	油	kL		0.0202
	潤 滑	油	kL		0.0199
	石 油 ア ス フ ア ル ト	t			0.0204
	石 油 コ ー ク ス , FCC コ ー ク ス	t			0.0245
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t		0.0163
		石油系炭化水素ガス	km ³		0.0144
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t		0.0139
		その他可燃性天然ガス	km ³		0.0139
		輸入原 料 炭	t		0.0246
				0.0245	
				0.0251	
				0.0243	
				0.0242	
料	①「その他燃料に関する情報」の欄に入力した「そ の 他 燃 料」の種類及び単位が自動転記されます。				
	輸 入 無 煙 炭	t			0.0259
	石 炭 コ ー ク ス	t			0.0299
	コ ー ル フ ー ル	t			0.0209
	コ ー ク ス 炉	km ³			0.0109
	高 炉	km ³			0.0164
	發 電 用 高 炉	km ³			0.0264
	転 炉	km ³			0.0420
都 市 ガ ス	都 市 ガ ス	km ³			
	そ の 他 の 燃 料				
小 計					

②選択した燃料ごとの固有の排出係数を入力してください。

その他の燃料の熱量や排出量は、これら全てを入力した後、正しく計算されます。

なお、単位は(t-C/GJ)を入力してください。単位が異なると正しく計算されません。

※都市ガス等で単位が(t-CO₂/GJ)の場合は、炭素の分子量/二酸化炭素の分子量 = 12/44を乗じて、(t-C/GJ)に変換します。

※詳細は、算定ガイドライン第2部第5章85ページを参照してください。

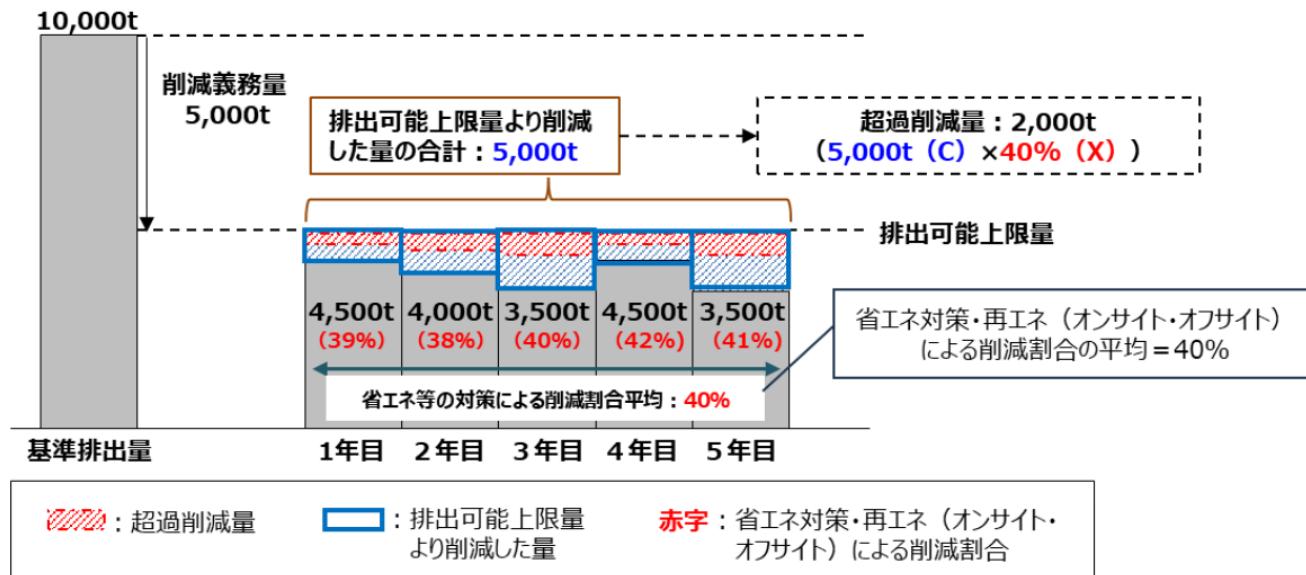
第3章 削減量の算定



4 削減目標率 (都外算定 p.12、p.15)

- 削減目標率: **50%** (事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は31%、10か年度以下の場合は41%)
- 削減量: $\{(\text{基準排出量} - \text{年度排出量}) - \text{目標削減量}\} [\text{t}] \times \text{省エネ対策・再エネ利用による削減効果の割合} [\%]$

※削減量算定期間全体で算定、基準排出量の合計 $\times 8\%$ が上限



第3章 削減量の算定



5 削減量算定期間(都外算定 pp.16-17)

(1) 原則 計画期間内における5年間のすべての年度

⇒削減量算定期間が終了しなければ都外クレジットは発行されない。(一部の年度のみ抜き出しは不可)

(2) 算定開始年度

- ◆ 原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500kI以上となった翌年度(年度の途中から事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3か年度)

(3) 算定終了年度

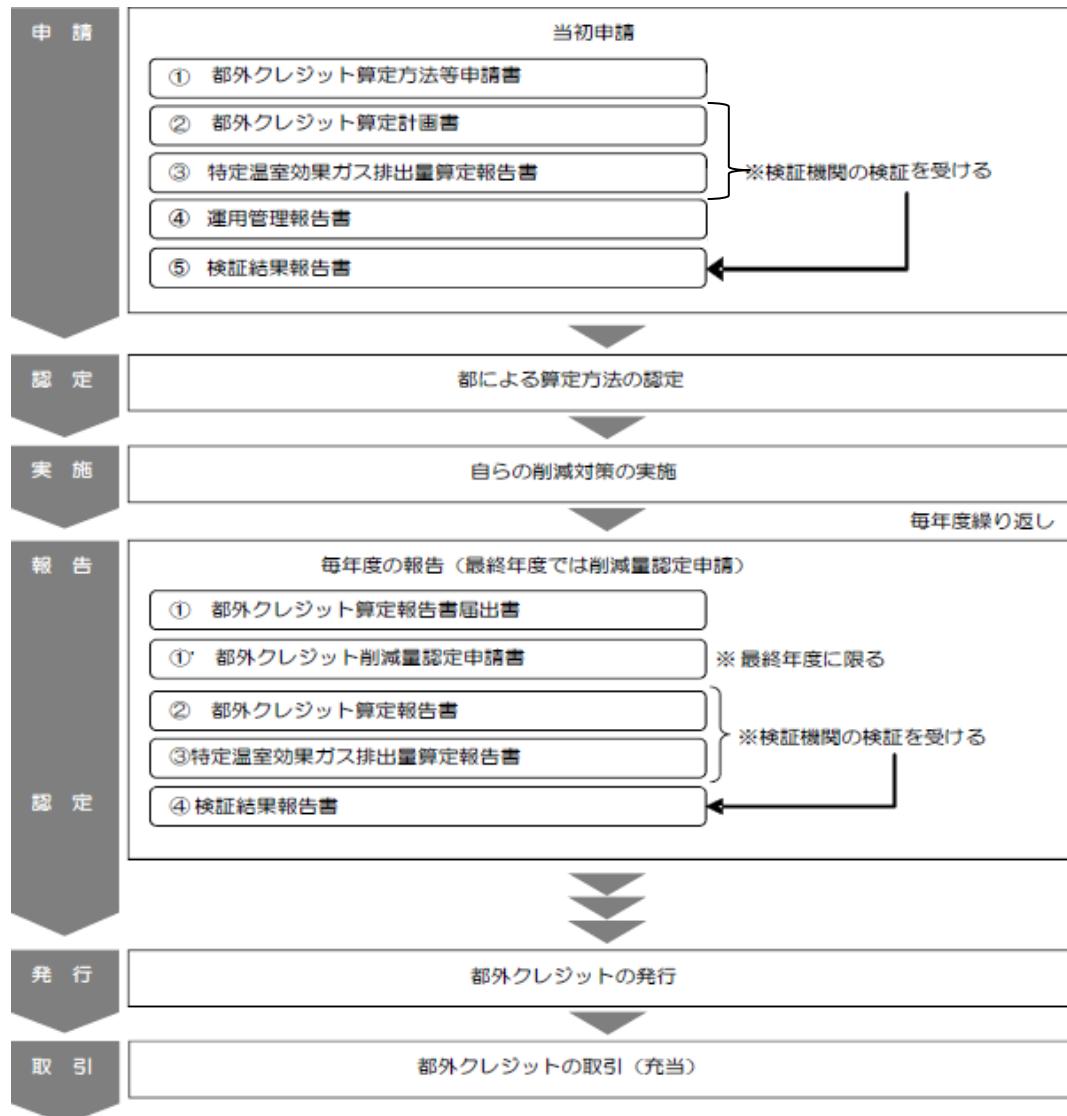
- ◆ 休廃止の場合
- ◆ 原油換算エネルギー使用量が年間1,000kI未満となった場合
- ◆ 原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500kI未満となった場合
- ◆ 排出量が基準排出量の1／2未満となった場合



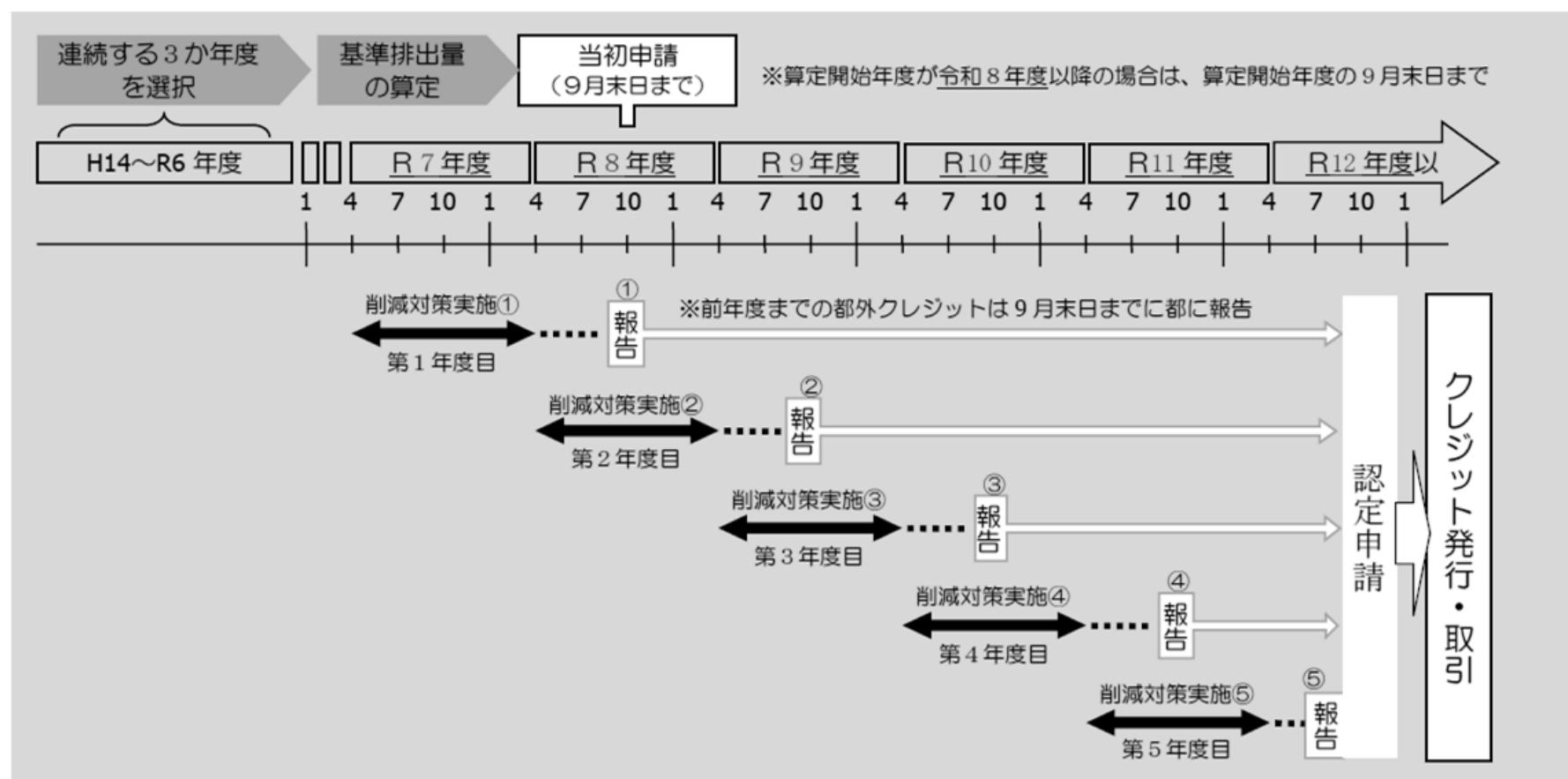
第3部 認定申請等の手続

- 第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー**
- 第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出(当初申請)**
- 第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出(毎年度の報告)**
- 第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出
(削減量認定申請)**
- 第5章 都外クレジットの発行の申請**
- 第6章 都外クレジットの有効期間**
- 第7章 事業所の名称等の変更**

第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー(都外算定 p.18)



第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー(都外算定 pp.18-19)



<当初申請>

- ・算定開始年度が令和7(2025)年度までの場合にあっては令和8(2026)年9月末日まで
- ・算定開始年度が令和8(2026)年度以降の場合にあっては**算定開始年度の9月末日まで**

第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー(都外算定 pp.18-19)



表 算定対象年度と都外クレジット当初申請年度

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
ステータス	竣工	稼働	稼働	稼働	稼働	稼働	稼働
原油換算エネルギー使用量	1400kL	1550kL	1700kL	1700kL	1700kL	1700kL	1700kL
算定開始年度 条件適合		○	○	○			
算定開始年度					◎		
当初申請					▲		
毎年度報告							

○:原油換算エネルギー使用量が3か年連続して1500 kL以上となった年

◎:算定開始年度

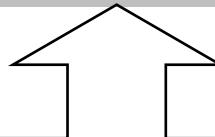
▲:都外クレジット算定方法等申請年度(9月末まで)



申請書の作成・提出(当初申請)(都外算定p.20)

1 申請者

- (1) 都外大規模事業所の所有者
- (2) 都外大規模事業所の設備更新権限を有する者
- (3) (1)又は(2)の者から都外クレジットを取得することについて同意を得た者



上記(1)～(3)までに該当する者が複数いる場合は、
その中から**代表者を一人定めて申請者としなければ
ならない。**

第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出(当初申請)(都外算定pp.20-21)

申請書等の作成～提出

2. ガイドラインに従って様式①～⑤を作成・準備

- ① 都外クレジット算定方法等申請書
- ② 都外クレジット算定計画書
- ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書
(直近3か年度分及び基準年度原則3か年度分)
- ④ 運用管理報告書
- ⑤ 申請者の資格を有することを証する書類

3. ②、③について登録検証機関の検証を受ける

- ⑥ 検証結果報告書
- 検証機関が作成

4. ①～⑥に加えて⑦申請者の印鑑証明書を東京都に提出

第2章 都外クレジット算定方法等申請書 の作成・提出(当初申請)(都外算定B号様式)

1 申請者の概要					
(1) 申請者の氏名					
氏名 (法人にあっては名称)					
(2) 事業所の概要					
事業所の名称					
事業所の所在地					
事業の 業種 等	事業の 業種	分類番号			
	産業分類名				
	主たる用途				
	事業所 の種類	用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあっては熱供給先面積)	基準年度	m ²
			事務所	基準年度	m ²
			情報通信	基準年度	m ²
			放送局	基準年度	m ²
			商業	基準年度	m ²
			宿泊	基準年度	m ²
			教育	基準年度	m ²
医療			基準年度	m ²	
文化			基準年度	m ²	
物流			基準年度	m ²	
駐車場		基準年度	m ²		
工場その他上記以外		基準年度	m ²		
事業の概要					
敷地面積			m ²		

第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成



・提出(当初申請)(都外算定B号様式 その3)

⑤対策ごとの推計削減量の計算過程等、値の根拠となる資料の添付が必要。ここでは添付資料の番号を記入

対策No	対策の区分 区分名称	対策の名称	実施時期	削減効果の推計(t)						根拠資料 (添付No.)
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
特定温室効果ガス排出量の削減効果の合計										

※上段は計画時の推計値、下段は実施済対策の推計値を記入する欄であり、当初申請では上段のみを記入する。

①対策の区分を選択
②対策内容がわかる名称を記入
③対策を実施する時期を記入
※基準年度より後の年度であること。

④上段:計画時の推計値
下段:実施済対策の推計値
★当初申請時は上段のみ記入

⑥算定期間内のすべての対策による推計削減量

第3章 都外クレジット算定報告書の 作成・提出(毎年度の報告) (都外算定 pp.23-24)

◆ 毎年度の報告

1. ガイドラインに従って様式①～③を作成

- ① 都外クレジット算定報告書届出書
- ② 都外クレジット算定報告書
- ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書(報告年度分)



2. ②、③について登録検証機関の検証を受ける

- ④ 検証結果報告書
- …… 検証機関が作成



3. ①～④に加えて⑤申請者の印鑑証明書を東京都に提出(毎年度9月末日まで)。ただし、⑤は既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。

第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出 (毎年度の報告)(都外算定D号様式 その3)



⑤対策ごとの推計削減量の計算過程等、値の根拠となる資料の添付が必要。ここでは添付資料の番号を記入

対策 No	対策の区分 区分名称	対策の名称	実施 時期	削減効果の推計と実績(t)						根拠資料 (添付No.)	
				2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	合計		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
特定温室効果ガス排出量の削減効果の合計											

※上段は計画時の推計値、下段は実施済対策の推計値を記入する欄であり、各年度の報告では下段の報告年度の欄に実施済対策の推計値を記入する。

第4章 都外クレジット削減量認定申請書の 作成・提出(削減量認定申請) (都外算定pp.25-26)



1. ガイドラインに従って様式①～③を作成

- ① 都外クレジット削減量認定申請書
- ② 都外クレジット算定報告書
- ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書(報告年度分)



2. ②、③について登録検証機関の検証を受ける

- ④ 検証結果報告書 **検証機関が作成**



3. ①～④に加えて⑤申請者の印鑑証明書を東京都に提出(毎 年度9月末日まで)。ただし、⑤は既に提出しているものの記載 内容に変更がない場合は、省略することができる。

第5章 都外クレジットの発行の申請



(都外算定p.27)

都外クレジットの元となる削減量を埼玉県目標設定型排出量取引制度の超過削減量又は埼玉県外クレジットとして二重で利用することはできない。

既に義務充当を行った都外クレジットの元となる削減量について、埼玉県目標設定型排出量取引制度においてクレジット化して、削減目標の達成に利用した場合、東京都における義務充当は効力を失う。



東京都から発行された都外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。

第2計画期間(平成27～令和元(2015～2019)年度)の削減量

- 第2計画期間及び第3計画期間の削減義務の履行に利用可能
(義務充当手続きは、整理期間(令和8(2026)年度9月末)終了時まで可能)

第3計画期間(令和2～令和6(2020～2024)年度)の削減量

- 第3計画期間及び第4計画期間の削減義務の履行に利用可能
(義務充当手続きは、整理期間(令和13(2031)年度9月末)終了時まで可能)

第4計画期間(令和7～令和11(2025～2029)年度)の削減量

- 第4計画期間(令和7～令和11年度)の削減義務の履行に利用可能
(令和12(2030)年度以降の取扱いについては別途ガイドラインを改定)



1. 事業所の名称等の変更

- (1)都外クレジット算定方法等の認定を受けた事業所の名称又は所在地
- (2)申請者の氏名又は住所
 - ⇒①都外クレジットに係る事業所の名称等変更届(F号様式)

2. 所有者又は設備更新権限を有する者の変更

- ⇒①都外クレジットに係る所有者等変更届(G号様式)
- ⇒②申請者の資格を有することを証する書類

3. クレジット同意受け者の変更

- ⇒①都外クレジットに係る所有者等変更届(G号様式)
- ⇒②新同意受け者が所有者等から都外クレジットを取得することについて同意を得たことを証する書類
- ⇒③所有者等から前同意受け者に対する同意が解消されたことを証する書類
- ⇒④申請者の印鑑証明書

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

※いずれも変更の日から30日以内に東京都へ届け出なければならない。

都外クレジット検証ガイドライン

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

第2部 検証の概要

第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方

第2章 本制度における検証業務の流れ

第3部 検証方法

第1章 検証の計画

第2章 当初申請における検証の実施

第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時に
　　における検証の実施

第4章 検証結果のとりまとめと報告



1 本ガイドラインの概要

本制度において、総量削減義務を履行する手段には、数種類ある振替可能削減量※を取得して総量削減義務に充当する方法がある。

振替可能削減量のひとつに都外クレジットがあり、本制度における「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、都外クレジットの確定行為は重要となる。

事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した都外クレジットの正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

検証先となる都外の事業所が都外クレジットを条例、施行規則及び「都外クレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定していることについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断規準を記載したものである。

本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。

第2部 検証の概要

第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方

第2章 本制度における検証業務の流れ

第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方

(都外検証 p.3)

1 都外クレジットの検証の基本的考え方

本制度における都外クレジットの検証とは、以下の観点から第三者の立場で判断するもの。

- 事業所の行った算定が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って行われているか
- 算定や集計の結果が適切か

第1章 都外クレジットの検証の基本的考え方

(都外検証 pp.3-4)

2 都外クレジットの検証の対象

対象は、以下の3つ。

(1) 当初申請

- ・都外クレジット算定計画書
- ・特定温室効果ガス排出量算定報告書

(2) 毎年度の報告時

- ・都外クレジット算定報告書
- ・特定温室効果ガス排出量算定報告書

(3) 削減量認定申請時

- ・都外クレジット算定報告書
- ・特定温室効果ガス排出量算定報告書

第2章 本制度における検証の流れ



1 本制度における検証業務の流れ (都外検証 p.7)

検証の計画

- 検証計画に関する書類の作成

利害相反の回避の確認、申請状況の確認、検証業務を行う人員の編成、概要把握、検証留意事項の評価、燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定、品質管理手続きにおける確認項目

- 検証スケジュールの作成及び提出

検証の実施

- 事前説明
- 検証チェックリストを用いた検証

検証結果のとりまとめと報告

- 検証結果のとりまとめ
- 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定
- 検証結果報告書の提出

第2章 本制度における検証の流れ

3 検証機関の留意事項 (都外検証 p.8)



- ・ 検証結果報告書の提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなくてはならない。
- ・ **算定根拠書類の写しを保存**しなければならない。
- ・ 検証機関に対して、東京都が検証結果報告書の内容について聴取することがある。
- ・ 東京都との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示することがある。



第3部 検証方法

第1章 検証の計画

第2章 当初申請における検証の実施

第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時に
　　における検証の実施

第4章 検証結果のとりまとめと報告



第1章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成(都外検証 p.9)

(1) 利害相反の回避の確認

- ・ 検証先事業所と契約締結するときに、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める**利害相反に抵触していない**ことを確認する。

(2) 申請状況の確認

- ・ 検証先事業所と契約締結するときに、事業所が、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量を発行するために埼玉県に申請、届出等をしていないこと、又は県外クリジットの申請、届出等をしていないことを確認しなければならない。

第1章 検証の計画



1 検証計画に関する書類の作成(都外検証 pp.9-11)

(3) 検証業務を行う人員の編成

- ・ 検証業務を担当させるため、検証主任者等(「検証主任者」及び「検証担当者」)の人員を編成する。
- ・ 担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める**利害相反に抵触していないことを確認する。**

(4) 概要把握

- ・ 検証先事業所の事業内容等に関する**概要把握のための情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい。**

→ 必要に応じて現物を確認し、現場担当者等へのヒアリング

(5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

- ・ 検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料等の種類ごとに検証方法を設定する。



第1章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成(都外検証 pp.10-11)

(6) 検証留意事項の評価

- 事前又は検証当日
情報の入手  「検証留意事項」として特定
- 検証時
検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要

(7) 品質管理手続における確認項目

- プロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり
、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する
書類に記載しておかなければならぬ

第2章 当初申請における検証の実施



2 都外クレジット算定計画書の検証(都外検証 p.12)

ア 検証の概要

特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(個別)
(B号様式その3シート)

- 各設備導入対策の実施時期の確認
- 推計削減量の算定方法及び算定量の値の妥当性の確認

➡ 添付される算定根拠資料をもとに行う。

特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)
(B号様式その2シート)

- 推計削減率が27%以上であることの確認

※事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下:6%、10か年度以下:13%、15か年度以下及び15か年度を上回り基準年度を2022年度から2024年度までとした事業所:20%

第2章 当初申請における検証の実施 都外クレジット算定計画書(B号様式)

7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(個別)

7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(個別)

対策 No	対策の区分 区分名称	対策の名称	実施 時期	削減効果の推計(t)						根拠資料 (添付No.)
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
特定温室効果ガス排出量の削減効果の合計										

※上段は計画時の推計値、下段は実施済対策の推計値を記入する欄であり、当初申請では上段のみを記入する。

- 各設備導入対策の実施時期の確認
- 推計削減量の算定方法及び算定量の値の妥当性の確認

第2章 当初申請における検証の実施 都外クレジット算定計画書(B号様式)

特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)

2 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定

単位: kL (原油換算)

直近3か年度	年度	年度	年度
原油換算エネルギー使用量	kL	kL	kL

3 基準排出量の算定

(1) 基準排出量の算定方法及び算定に係る情報

○過去の実績排出量の平均値	単位: t (二酸化炭素換算)			
	基準年度として選択する年度	年度	年度	年度
	特定温室効果ガス年度排出量			
	基準年度の排出量の平均値	t (二酸化炭素換算)		
排出量が標準的でない年度	<input checked="" type="radio"/> なし	<input type="radio"/> あり	年度	
当該年度の排出量	t (二酸化炭素換算)			
当該年度の排出量が標準的でない理由				
その他				

(2) 基準排出量の算定結果

基準排出量	t (二酸化炭素換算) /年

4 都外クレジット算定期間

年度から	2029	年度まで
------	------	------

●推計削減率27%
以上の確認

5 削減目標率等

使用開始年度	年度	推計削減率	年度
削減目標率			

6 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)

単位: t (二酸化炭素換算)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定期合計
予定期量	推計削減量	0	0	0	0	0
	推計削減率					

6特定温室効果ガス排出
量削減対策による削減
効果の推計(合計)



イ 検証の具体的な方法

(ア) 対策の実施時期の確認

各対策の実施時期が**基準年度より後か**

(イ) 算定方法の確認

算定根拠資料の**妥当性、整合性、計算の誤り**の確認

(ウ) 推計削減量の値の確認

推計削減量の数値と記載の**整合**

(エ) 推計削減率の確認

推計削減率が27%以上(又は5か年度以下の場合は6%、10か年度以下の場合は13%以上、15か年度以下及び15か年度を上回り基準年度が2022～2024 年度の場合は20%)であるか

第2章 当初申請における検証の実施 (都外検証ガイドライン B号様式その2) (都外検証 p.13)

- ①「根拠とした資料」欄に示す根拠資料や確認手段の中から選択し、チェックする。
- ②根拠とした資料の具体的な名称、発行年月日等を備考欄に記入。
- ③選択した根拠資料に基づき、検証結果欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。
- ④検証結果の判断理由を記入し、事業者の対応も記載する。
- ⑤書類の確認を行わずに、現地の目視確認等で済ませることは原則認められない。

B号様式(都外クレジット検証ガイドライン)その2

検証先の事業所名		検証の対象年度	検証機関名				登録番号	
No.	算定計画書・報告書の項目	検証のチェック項目	適合	不備あり	不明	該当なし	でない場合の事業者の対応	備考
1	1	①根拠とした資料 <連携県等への申請状況の確認> 連携県等にクレジット発行のための申請、届出等をしていないことを検証契約時に確認したか（検証契約時に確認するべき事項の再確認）。	<input type="checkbox"/> その他					
2	1	<事業所範囲の特定> 「事業所の名称」「事業所の所在地」が正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 事業所内の建物の不動産登記簿 <input type="checkbox"/> その他公的資料（ <input type="checkbox"/> その他					
3	1	<事業所範囲の特定> 建物の延床面積が正しく報告されているか。	<input type="checkbox"/> 建築基準法の確認申請 <input type="checkbox"/> その他公的資料（ <input type="checkbox"/> その他					
4	7	<設備導入対策> に検証した算定計画書又は算定報告書と比較して、計画した又は新たに計画された設備導入対策はないか。あとは、正しく記載されているか。（都外クレジット算定のみ確認する。）	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面（しゅん工図等） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> その他					
5	7	<導入対策> 実施時期が基準年度より後かつ算定期間の終了年度以降。（算定計画書において、実施済みの設備導入対策を実施した又は新たに計画された設備導入対策がない場合）	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面（しゅん工図等） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> その他					
6	7	該当する算定報告書の項目番号 いるか（設備の有計画書において、又は新たに計画さ9の確認を省略する）	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> 図面（しゅん工図等） <input type="checkbox"/> 伝票（納品書等） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> その他					
7	7	該当する算定報告書の項目番号 設備導入対策の算定期式が記載されているか。（推計削減量の基本算定期式に則って計算されているか）。（算定計画書において、実施済みの設備導入対策、計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策がない場合は、No.5から9の確認を省略することができる。）	<input type="checkbox"/> 算定資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> その他					

第2章 当初申請における検証の実施

(都外検証 pp.13-14)



(2) 検証結果の判断

- 根拠資料や確認手段に基づき、「検証チェック項目」の検証結果をガイドラインp.14の表に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	算定計画書に記載された情報が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず算定計画書に記載がない、又は記載された情報が、「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定計画書に記載された情報が「都外クレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態等が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

第2章 当初申請における検証の実施

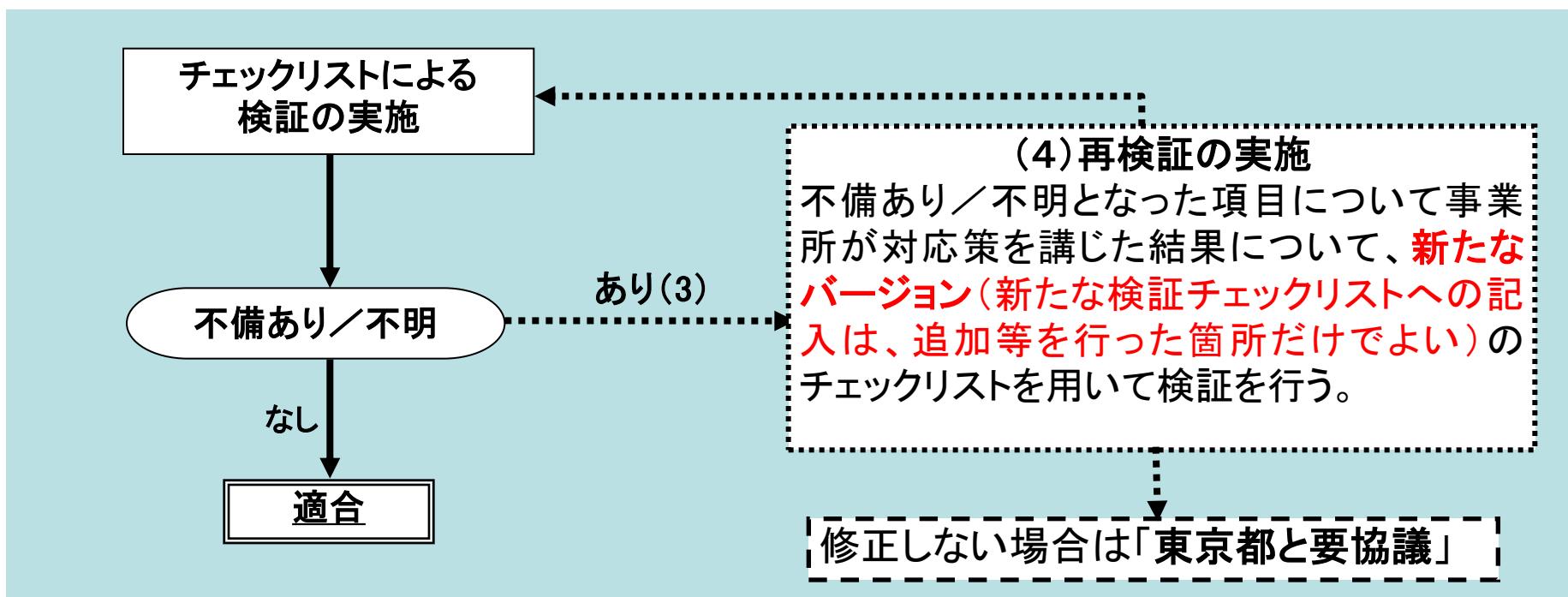


2 都外クレジット算定計画書の検証(都外検証 p.14)

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

「不備あり」又は「不明」の場合の理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

(4) 再検証の実施





2 都外クレジット算定計画書の検証(都外検証 p.15)

エ 検証のポイント

- 算定根拠資料における推計削減量の算定方法、値の妥当性を判断
- 算定根拠資料がない場合は、事業者へ**指摘**

第2章 当初申請における検証の実施

3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証(都外検証 pp.15-16)

- ・ 都内の大規模事業所の「特定温室効果ガス排出量算定報告書」の検証方法と同様
- ・ 特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインを参照
- ・ 都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量の確認が必要

※都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合

→算定報告書の燃料等の種類は「その他燃料」、都市ガス使用量は基準年度は「標準状態に換算」、年度排出量は「標準環境状態(25°C、圧力1バール)に換算」

- ・ 他人から供給された電気、都市ガス及び熱の対象年度の排出係数は、国の公表情報及び事業所が提出する算定根拠の確認が必要
- ・ 液体燃料等は、自治体により監視点要件(火災予防条例 の届出基準)が異なる可能性があるので確認が必要

当初申請時は、次の2つが検証対象。

- ・ **直近3か年度**の特定温室効果ガス排出量算定報告書
- ・ **基準年度**の特定温室効果ガス排出量算定報告書



燃料等使用量に対する検証方式の設定

(特ガス検証 pp.6-7)

ア 全数検証

「燃料等使用量」、「燃料等使用量(電気・熱・都市ガス)」及び「事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量」シート(以下「燃料等使用量」シート等)に記載されている全ての数値について、購買データや実測データなど、関連するデータと整合しなければならない。

■ その他燃料に関する情報			
	具体的燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/固有単位)
その他燃料1			
その他燃料2			



イ サンプリング検証

「燃料等使用量」シートから検証する対象をサンプリングした上で、検証を行う方法である。燃料等使用量監視点または帳票の数が多い場合に選択できる。具体的には以下の要件をすべて満たす場合

【サンプリング検証を選択するための要件】

- ・ 検証先事業所においてデータ採取、集計報告等の明確なルールが定められており、担当者等に周知されていること。
- ・ 同一の燃料等の種類※で燃料等使用量監視点が10箇所以上あること又は同一の燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データを年間で200件以上有すること。
- ・ エネルギーの外部への供給や住宅等算定対象外活動に関する燃料等使用量監視点でないこと。
- ・ 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用に関する燃料等使用量監視点でないこと。

※「同一の燃料等の種類」とは、電気、都市ガス、熱の場合、エネルギー供給事業者等と排出係数が共通であり、供給契約も同一であることが確認できるものに限る。



サンプリング計画書の作成

(特ガス検証 pp.9-10)

【サンプリングの方法】

「算定データ記入ライン」と、「検証対象月」を選択

＜算定データ記入ライン＞

算定報告書の「燃料等使用量」シート及び「燃料等使用量(電気・熱・都市ガス)」シートに示される各行

＜検証対象月＞

選択した算定データ記入ラインから選択した検証対象とする用



算定データ記入ラインの選択の要件

(特ガス検証 p.9)

次の要件を全て満たさなければならぬ。

- ・ 前回検証時から変化のあった算定データ記入ライン（新規の監視点が含まれるもの、計器の種類の変更等）を全て選択すること。
- ・ 燃料等使用量監視点箇所数の20%以上をカバーすること。その際、検証留意事項に関する燃料等使用量監視点を優先的に選択すること。



検証対象月の選択の要件

(特ガス検証 p.9)

次の要件を満たさなければならない。

- 選択した検証対象月の燃料等使用量の合計値が当該燃料等の種類の燃料等使用量の20%以上をカバーしていること(事業者が算定した値を用いて計算する)。

排出量検証実施報告書を用いた検証

(特ガス検証 pp.16-17、D号様式)



(1) 算定報告書記載事項の転記

通常(全数検証を用いる場合)

算定報告書の「燃料等使用量」シートから

(5) 燃料等使用量																					
燃料等監視点	体	出	活	燃	料	等	の	種	類	供	給										
	把	握	方	計	量器	の	種	檢	定	等	の										
	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器										
1 電気の使用	一般電気事業者からの実測、点検	電		4kWh	12,833	11,595	11,596	14,146	13,935	12,649	12,674	13,565	12,675	10,996	15,114	152,407	9,97	1,510	50		
2 電気の使用	一般電気事業者からの実測、点検	電		4kWh	7,353	6,113	7,668	9,493	6,008	7,640	8,751	9,349	5,368	7,647	6,627	7,436	89,410	9,28	839	34	
3 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	燃	圧力検定有り	m3	91,061	57,885	61,536	74,511	57,289	59,612	79,414	27,283	84,280	86,353	145,379	114,86	909,401	45,00	39,168	1,982
4 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	燃	圧力検定有り	m3	72,071	92,285	38,479	10,438	99,674	51,043						363,990	45,00	15,675	793	
5 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	燃	圧力検定有り	m3	35,247	32,315	44,888	58,490	89,213	11,331	18,570	54,938	97,215	83,061	92,201	95,03				
6 熱の使用	産業用蒸気	燃		QJ	92	18	74	24	97	74	64	45	16	29	18	10	67	17,36	92		
7 熱の使用	冷水	燃		QJ	0	0	69	144	151	147	87	0	0	0	0	7	0	39,10	29		
8 熱の使用	冷水	燃		QJ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
合計																					

2014 年度

2014年4月 ~ 2015年3月												
月	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
計	kWh	12,833	11,595	11,596	14,146	13,935	12,649	12,674	13,565	12,637	12,873	10,996
単位発熱量 (GJ/発熱量(GJ))		152,407	9,97	1,510	50							
熱量 (1tCO ₂)												
排出量												

排出量検証実施報告書へ転記

検証先の事業所名称 指定番号

検査作業所東京工場 9999

検査実施日 ページ数

1 全数検証 サンプリング検証

排出量検証実施報告書(暫定版)

2014年4月 ~ 2015年3月												
月	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
算定報告書の記載 一般電気事業者からの実測、点検	電 器	供給会社等	の種類	計量器の種類	検定等の有無	都市ガス メータ種	単位	使用量 (2014年4月	~	2015年3月)
1 供給資料												
2 供給資料												
3 供給資料												
4 供給資料												
5 供給資料												
6 供給資料												
7 供給資料												
8 供給資料												

備考 算定データ記入用の数に合わせて欄を追加して記入する。
判断結果の欄には、「適合」、「不適合」は×、「不明」は/を記入する。

(日本工業規格A4用紙)

排出量検証実施報告書を用いた検証

(特ガス検証 pp.16-17、B号様式)

(1) 算定報告書記載事項の転記

サンプリング検証を用いる場合

算定報告書の「燃料等使用量」シートから

2014 年度												使用量 (2014年4月 ~ 2015年3月)			計		単位発熱量 (GJ/100kg単位)		熱量 (GJ)		排出量 (t-CO ₂)				
燃料等監査点	排 出 活 動	燃 料 等 の 権 利	所 在 地	把 握 方 法	計量器の種類	検定等の有無	都市ガスメータ種	単位	月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
									単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	91,001	57,885	61,536	14,511	13,932	15,641	15,674	15,595	12,637	15,871	16,906	15,115	909,401	45,00	394	1,970				
2. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	7,351	6,111	5,668	6,455	6,005	7,641	6,754	5,435	5,343	7,464	6,455	7,455	0	0	0	0	0	0	0	
3. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	72,071	92,285	28,479	10,438	99,674	51,043	0	0	0	0	0	0	0	0	363,990	45,00	15	1,793		
4. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	35,247	32,315	44,886	58,490	89,213	11,338	18,570	54,938	97,215	85,065	92,201	93,936	710,500	45,00	30	3,273				
5. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	91,435	51,347	40,044	53,084	44,864	81,548	90,562	74,317	94,398	51,139	21,818	91,418	785,971	45,00	34	1,730				
6. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	17,310	42,211	99,999	55,366	96,980	95,078	91,370	38,069	29,040	51,779	97,564	73,031	788,320	45,00	34	1,730				
7. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	1,074	9,098	5,838	2,454	7,778	4,911	5,231	6,665	2,950	2,184	451	1,668	49,641	45,00	2	109				
8. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	28	8,958	8,273	8,619	6,410	2,968	8,578	9,238	2,054	6,087	9,698	8,838	0	0	0	0	0	0	0	
9. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	4,060	1,530	5,608	7,461	404	1,135	189	8,918	58	5,637	7,346	0	0	0	0	0	0	0		
10. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	4,020	2,758	2,786	3,721	7,419	8,609	9,169	4,354	1,037	5,908	4,267	2,331	0	0	0	0	0	0	0	
11. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	8,357	8,640	9,713	6,137	2,152	9,446	9,453	5,698	7,044	388	2,366	9,549	0	0	0	0	0	0	0	
12. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	6,787	388	243	0	0	0	0	0	0	4,828	6,897	2,437	2,138	0	0	0	0	0	0	
13. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	2,655	292	345	9,779	3,768	9,551	8,999	4,830	6,983	9,000	5,689	5,270	0	0	0	0	0	0	0	
14. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	7,881	8,332	5,650	8,988	8,863	8,928	4,060	4,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	6,504	2,765	5,306	8,196	4,482	1,418	4,951	187	8,687	7,385	2,693	6,922	0	0	0	0	0	0	0	
16. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	28	133	139	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	347	341	217	487	468	346	46	341	460	449	50	149	0	0	0	0	0	0	0	
18. 事業の実施	年一回	東京ガスまたはその他のガス会社	東京ガス	正力測定式	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19. 保守点検	年一回	東京ガスまたはその他のガス会社	東京ガス	正力測定式	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

サンプリング計画書へ転記

サンプリング計画書																									
検証先の事業所名				検証実施所				検証実施日																	
各号製作所東京工場				9月19日				2014年9月																	
検証の対象年度																									
平成(2014) 年度																									
燃料等監査点	排 出 活 動	燃 料 等 の 権 利	所 在 地	把 握 方 法	計量器の種類	検定等の有無	都市ガスメータ種	単位	使用量 (2014年4月 ~ 2015年3月)	2014年4月	~ 2015年3月														
1. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	91,001	57,885	61,536	14,511	13,932	15,641	15,674	15,595	12,637	15,871	16,906	15,115	909,401	45,00	394	1,970				
2. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	7,351	6,111	5,668	6,455	6,005	7,641	6,754	5,435	5,343	7,464	6,455	7,455	0	0	0	0				
3. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	72,071	92,285	28,479	10,438	99,674	51,043	0	0	0	0	0	0	0	363,990	45,00	15	1,793			
4. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	35,247	32,315	44,886	58,490	89,213	11,338	18,570	54,938	97,215	85,065	92,201	93,936	710,500	45,00	30	2,370				
5. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	91,435	51,347	40,044	53,084	44,864	93,984	90,562	74,317	94,398	51,136	21,818	91,418	785,971	45,00	34	1,730				
6. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	17,310	42,211	99,999	55,366	96,980	95,078	91,370	38,069	29,040	51,779	97,564	73,031	788,320	45,00	34	1,730				
7. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	1,074	9,098	5,838	2,454	7,778	4,911	5,231	6,665	2,950	2,184	451	1,668	49,641	45,00	2	109				
8. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	28	8,958	8,273	8,619	6,410	2,968	8,578	9,238	2,054	6,087	9,698	8,838	0	0	0	0	0	0	0	
9. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	4,060	1,530	5,608	7,461	404	1,135	189	8,918	58	5,637	7,346	0	0	0	0	0	0	0		
10. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	4,020	2,758	2,786	3,721	7,419	8,609	9,169	4,354	1,037	5,908	4,267	2,331	0	0	0	0	0	0	0	
11. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	8,357	8,640	9,713	6,137	2,152	9,446	9,453	5,698	7,044	388	2,366	9,549	0	0	0	0	0	0	0	
12. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	6,787	388	243	0	0	0	0	0	0	4,828	6,897	2,437	2,138	0	0	0	0	0	0	0
13. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	2,655	292	345	9,779	3,768	9,551	8,999	4,830	6,983	9,000	5,689	5,270	0	0	0	0	0	0	0	
14. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	7,881	8,332	5,650	8,988	8,863	8,928	4,060	4,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	6,504	2,765	5,306	8,196	4,482	1,418	4,951	187	8,687	7,385	2,693	6,922	0	0	0	0	0	0	0	
16. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	28	133	139	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17. 燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	東京ガス	正力測定式	m3	347	341	217	487	468	346	46	341	460	449	50	149	0	0	0	0	0	0	0	
18. 事業の実施	年一回	東京ガスまたはその他のガス会社	東京ガス	正力測定式	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19. 保守点検	年一回	東京ガスまたはその他のガス会社	東京ガス	正力測定式	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

全数検証のエネルギー種別											
検証先の事業所名				検証実施所				検証実施日			
各号製作所東京工場				9月19日				2014年9月			
検証の対象年度											
平成(2014) 年度											
燃料等監査点	排 出 活 動	燃 料 等 の 権 利	所 在 地	把 握 方 法							

排出量検証実施報告書を用いた検証

(特ガス検証 p.17、D号様式)



(2) 燃料等使用量の把握方法の検証

検証先の事業所名称	指定番号	検証の対象年度

検証実施日	バージョン

排出量検証実施報告書（燃料）

燃料等監視点	項目	燃料等の種類	把握方法	検定等の有無	単位	使用量 ()							不備の有無					
						月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月		
	算定報告書の記載	①				算定												
	根拠資料	②				検証												
	判断結果	③				判断結果												
	算定報告書の記載					算定												
	根拠資料					検証												
	判断結果					判断結果												

① 算定報告書を転記

- 算定報告書から該当する内容を転記

② 根拠資料

- 根拠資料の名称、発行者名を記入
- 購買実績がないことの判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記入
- 閉栓または撤去等の場合には、燃料等使用量監視点が消失したと判断した理由を記入

③ 判断結果

- 判断結果を記入
「適合」 ○
「不備あり」 ×
「不明」 /

排出量検証実施報告書を用いた検証

(特ガス検証 pp.17-18、D号様式)



(3) 燃料等使用量に係る関連データとの突合

燃料等監視点	項目	燃料等の種類	把握方法	検定等の有無	単位	使用量 ()												
						月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定報告書の記載	算定報告書の記載					算定							④					
	根拠資料					検証							⑤					
	判断結果					判断結果							⑥					
根拠資料	算定報告書の記載					算定												
	根拠資料					検証												
	判断結果					判断結果												

④ 算定報告書を転記

- 「算定報告書に記載された数値」を転記
- 算定書が空欄の場合は、理由を確認し、**購買実績がない等**、**使用量が「0」ならば、事業者へ算定書の修正を求める**こと。
- 閉栓または撤去等**により、**燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失**したことが理由である場合には、算定報告書への修正を求めてよい。

⑤ 検証結果記入

- 「検証した数値」を記載
- 購買実績がなかった等**により、**購買伝票等がない**と判断した場合は「0」を記入
- 閉栓または撤去等**により、**燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失**したと判断した場合には、「**検証**」欄には「—」を記入

⑥ 判断結果

- 判断結果を記入
「適合」 ○
「不備あり」 ×
「不明」 /

第2章 当初申請における検証の実施

4 検証結果報告書の作成

(都外検証 p.16)



事業者へ提出する書類は、次のとおり

- ①検証結果報告書

【都外クレジット検証ガイドラインの様式】

- ②検証結果の詳細報告書(A号様式)

- ③都外クレジット検証チェックリスト(B号様式)

【特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインの様式】

- ④検証結果の詳細報告書(A号様式)

- ⑤サンプリング計画書(B号様式)(サンプリング検証方式を選択した場合)

- ⑥特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト(C-1号、C-2号様式)

- ⑦排出量検証実施報告書(D号様式)

①～⑦でまとめて
一部

※検証結果の詳細報告書は、②、④のそれぞれについて提出すること。

※⑤、⑥、⑦は、直近3か年度(都外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度)及び基準年度のものが必要である。

※③、⑤、⑥、⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。



2 都外クレジット算定報告書の検証(都外検証 p.17)

ア 検証の概要

特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の実績(個別)

- 都外クレジット算定計画書と都外クレジット算定報告書の比較
- 実施された設備導入対策の実施時期の確認
- 推計削減量の算定方法及び推計削減量の値の妥当性を確認

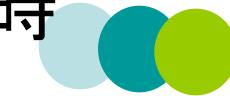
➡ 添付される算定根拠資料をもとに行う

特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計(合計)

- 実際に実施した設備導入対策の推計削減率が27%以上※であることの確認

※事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は6%、10か年度以下の場合は13%、15か年度以下及び15か年度を上回り基準年度が2022-2024年度の場合は20%

➡ 削減量認定申請においてのみ行う



2 都外クレジット算定報告書の検証(都外検証 pp.17-18)

イ 検証の具体的な方法

(ア) 対策の実施時期の確認

実施された設備導入対策の実施時期を確認

(イ) 算定方法の確認

算定根拠資料の妥当性、整合性、計算の誤り
の確認

(ウ) 推計削減量の値の確認

推計削減量の数値と記載の整合



2 都外クレジット算定報告書の検証(都外検証 p.18)

エ 検証のポイント

- 算定根拠資料における推計削減量の算定方法、値の妥当性を判断
- 算定根拠資料がない場合は、事業者へ**指摘**
- 実施対策を**現地又は情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いて確認する必要**がある
また、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。
- 計画を変更した又は新たに計画された設備導入対策はないか確認する

第3章 毎年度報告及び削減量認定申請時 における検証の実施



3 特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証(都外検証 pp.18-19)

- ・ 都内の大規模事業所の
「特定温室効果ガス排出量算定報告書」
の検証方法と同様
- ・ 特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインを参照
- ・ 都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度
の単位発熱量の確認が必要

※都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合

⇒算定報告書の燃料等の種類は「その他燃料」、都市ガス使用量は基準年度「標準状態に
換算」、年度排出量「標準環境状態(25°C、1バール)に換算」

第3章 毎年度報告及び削減量認定申請時 における検証の実施



4 検証結果報告書の作成(都外検証 p.19)

事業者へ提出する書類は、次のとおり

- ①検証結果報告書

【都外クレジット検証ガイドラインの様式】

- ②検証結果の詳細報告書(A号様式)

- ③都外クレジット検証チェックリスト(B号様式)

【特定温室効果ガス排出量検証ガイドラインの様式】

- ④検証結果の詳細報告書(A号様式)

- ⑤サンプリング計画書(B号様式)(サンプリング検証方式を選択した場合)

- ⑥特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト(C-1号、C-2号様式)

- ⑦排出量検証実施報告書(D号様式)

①～⑦でまとめて
一部

検証結果の詳細報告書は、②と④のそれぞれについて提出すること。

③、⑤、⑥及び⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。



情報通信技術(ICT)を活用した現地検証(参考)

情報通信技術(ICT)を活用した現地検証の実施

情報通信技術 (ICT) を活用した現地検証とは・・・

従来、検証先事業所に赴いて検証していた内容(現物確認やヒアリング)を情報通信技術(メール、電話、Web会議等)を用いて現地に赴くことなく実施する検証のこと。これまでの検証と同様に、**排出量や削減量の正確性・信頼性を確保する必要がある**。

なお、情報通信技術を活用した現地検証を実施する前に制度対象事業者と十分に協議すること。

情報通信技術 (ICT) を活用した現地検証の例

- ・事業者がWebカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証主任者がリアルタイムで確認や質疑応答する。
- ・事業者がデジタルカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証機関へ送信した図面等資料を用いて、検証主任者が検証判断する。
- ・事業者がモニタリングポイント等を撮ったデジタル写真(または動画)で検証主任者が現物確認をする。
- ・これまで現地で目視確認していたもの(現物)を書類と電話ヒアリングで確認する。

※写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。



1 検証結果のとりまとめ (都外検証 p.20)

- ・ 最新バージョンの検証チェックリストの全項目
がすべて適合
- ・ 燃料等使用量の把握方法について最新バージョンの「排出量検証実施報告書」の検証結果
がすべて適合
- ・ 最新バージョンの「排出量検証実施報告書」の
燃料等使用量について関連データとの突合を
行い、すべて適合



第4章 検証結果のとりまとめ

2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定(都外検証 pp.20-21)

●品質管理手続きの内容

- ・**当該案件を担当していない**検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門が実施

- ✓ 検証機関が定めた手続に従って検証が実施され、すべての手続が完了していることを評価(プロセスレビュー)
- ✓ 検証意見が適切であるかを評価(テクニカルレビュー)

●検証意見の確定

品質管理手続終了後、**検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者**による承認を経て、**検証機関の責任をもって**検証意見を確定させなければならない



第4計画期間（令和7年度）からの改定内容

- 算定・申請可能な事業所の条件において、基準年度を2022（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までとした事業所の推計削減率を記載
- 削減量の算定において、削減量の基本算定式を第4計画期間に即した方法へ修正



ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—